

行動計画策定基準

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日

行動計画に盛り込まれる項目

(目標) 1. 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立支援の整備

- ①妊娠中や産休・産休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置。
- ②小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入。
(平成 23 年 4 月 1 日導入)
- ③育児休業中の職員が職場復帰しやすい環境の整備、職場情報の提供。

(目標) 2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ①所定外労働を削減するため、月 2 回のノー残業デーを設定実施する。
(平成 23 年 4 月 1 日導入)
- ②休暇カレンダーを活用し、計画的な有給休暇の取得促進を図る。
- ③平成 27 年 3 月までに短時間正社員制度を導入する。